

海外農林業情報 No.78

FAO 世界食料需給見通し

国連食糧農業機関 (FAO) は、11月9日付で世界の農産物の需給見通し『Food Outlook』を発表しました。このうち、小麦、粗粒穀物、コメ、油糧種子については次の通りとなっています。穀物全体としては、予想される需要を上回る供給と十分な在庫があることから、2017/18年の需給状況は順調とみられます。2017/18年度の油糧種子の需給も、おおむね順調と予想されています。FAOの見通しについては、以上のほかにキャッサバ、肉類、乳製品、熱帯果実についても含まれておりますので、ご参照ください。

・小麦

2017年の世界の小麦生産は、米国とオーストラリアでの生産減を受けて、2016年を若干下回る7億5280万トンになると見込まれますが、それでも史上2番目に高い水準となります。

小麦の消費 (utilization) は、記録的だった前年の水準を0.7%上回る7億3820万トンに達すると予想されます。在庫に関しては、中国で大規模な積み増しが予想されることから、2017/18年度の世界全体の期末在庫は、期首水準を5%上回る2億5800万トンに達すると予想されます。

・粗粒穀物

2017年の粗粒穀物生産は、南部アフリカおよび南米でのトウモロコシの増産分が米国での減産を上回ることから、世界全体では前年よりも増加すると予想されます。

2017/18年度の粗粒穀物の消費は、飼料向け消費が前年に比べ0.3%増とわずかな増加にとどまっていることから、世界全体の消費も微増にとどまると予想されます。トウモロコシの飼料向け需要は引き続き堅調と予想されるものの、中国と米国において大麦とソルガムへの需要が減少することが、飼料消費全体の増加を抑えています。こうした生産と利用の予想を踏まえると、世界の粗粒穀物の在庫は記録的な水準に達すると見込まれます。

・コメ

2017年の世界のコメ生産は、アジアとアフリカにおける作付面積の拡大にもかかわらず、北半球における夏季の天候不順の影響で生産量が伸びず、2016年の記録的な水準をわずかに下回る5億100万トン (精米換算) にとどまると予想されます。

2017/18年度の世界のコメ消費は、食用利用の増加が主要因となり (1人当たり消費量は53.8kg)、前年度を1.1%上回る5億300万トンに達すると予想されます。

世界のコメ在庫は、生産量が伸びず、またタイと米国で在庫の取り崩しがあるものの、中国で在庫の積み増しが予想されることから、2017/18年度の期末在庫は0.4%増とわずかに増加して1億6920万トンになると予想されます。

・油糧作物

2017/18年度の世界の油糧種子・油かすおよび油脂の需給は、おおむね順調と予想されます。世界の油糧作物生産は、大豆とひまわりがわずかに減少するものの、他の作物が補い、昨シーズンの記録的な水準に並ぶ見込みとなっています。大豆の生産は地域によって状況

が異なり、北半球、特に米国、中国、カナダでは増産が見込まれる一方、ブラジルとアルゼンチンでは減産が予想されます。

TPP11 大筋合意について

11月11日の内閣官房 TPP 等政府対策本部発表によりますと「11月9日の TPP 閣僚会合にて新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意（大筋合意）。翌10日の閣僚会合で閣僚合意内容を確認、閣僚声明を作成」となっております。また、環太平洋パートナーシップ閣僚声明では、新協定を「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership, CPTPP）」と称し、その「中核（Core）」について合意したとしております。米国の加盟まで凍結する項目としては、20項目に絞られたようで、著作権の保護期間（死後70年）、投資に関して企業からの政府直接提訴（ISDS）、生物製剤のデータ保護期間（原則8年）、政府調達の特例等で、その他、労働条項、投資の文化条項（政府の自国文化への補助制限）等の4項目が署名条文作成までの継続審議となったようです。直接農林水産物に関する事項はないようです。新 TPP（CPTPP）の発効条件としては、GDP 条項を外し、11カ国中6カ国の批准書寄託後60日で発効するとしており、正式の条文は、継続審議事項を含め来年2月の閣僚会合までに作成し、署名することとなっているようです。

10日の閣僚合意の確認をしながら、カナダの翻意により、11日の首脳会議での正式合意の発表が不可能となり、11日発表の閣僚会合共同声明で締めくくることができなかったようです。カナダは、TPP が NAFTA に先行することに躊躇を覚えたと伝えられており、今後は、カナダの批准が遅れた状態で発効することも考えられます。

新協定は、米国との関係で留保事項があるとは言え、それはあくまで「留保」の状態、先進的な新しい多国間貿易ルールの基準（Standard）となって行くと思われれます。今後、米国が個別国との FTA を求めて行く場合も、これが標準となるので、我が国を含め、各国に主張のベースを与えることとなると思われれます。それだけに、タイ、フィリピン、インドネシア、韓国等のアジア各国のみならず、台湾をも含めて、新協定への加盟が促進される可能性があると思われれます。

文責：藤岡 典夫／森 麻衣子

<参考リンク>

Food Outlook, November 2017 (FAO、英語)

<http://www.fao.org/3/a-I8080e.pdf>

TPP11 協定の合意内容について（2017年11月11日、内閣官房 TPP 等政府対策本部）

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/danang/171111_tpp_danang_gaiyo.pdf

本情報のメール配信をご希望の方は、件名に『海外農林業情報配信希望』と記入した空（から）メールを下記までお送り下さい。ご意見、ご感想もお待ちしております。 E-mail アドレス：deskb@jaicaf.or.jp
メールを送付された方には、確認メールをお送りします。送信後2週間以内に届かない場合は、お手数ですが03-5772-7880（担当：森・西野）までお電話下さいますようお願い申し上げます。なお、メール配信をご希望の方には、本ミニ情報のほか、セミナーのご案内等、当協会からのお知らせが届くことがありますので、併せてご了承下さい。

発行：(公社)国際農林業協働協会(JAICAF)

〒107-0052 東京都港区赤坂8丁目10-39 赤坂KSAビル3階